

5. 特別利害関係者等の株式等の移動

○ 特別利害関係者等の株式等の移動

特別利害関係者等が、開示対象期間内に申請会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲受け又は譲渡を行っている場合は、その内容を「上場申請のための有価証券報告書」に記載する必要があります。

○ 記載上の注意

「上場申請のための有価証券報告書」に記載するにあたっては、次の点に留意する必要があります。

- ・移動価格及び算定根拠、移動理由が分かりやすく記載されていること
- ・記載対象には新株予約権の行使も含まれること